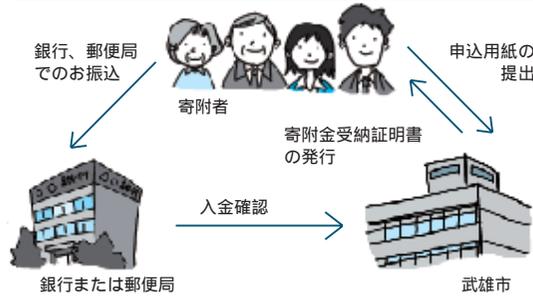


< 申込用紙 >
 市のホームページでダウンロードしていただくか企画課にメール、FAXまたは電話でご請求いただければ、郵送いたします。
< 申込用紙の提出方法 >
 郵送、FAXまたはメールにて受け付けております。
< 入金方法 >
 銀行窓口にて振込み

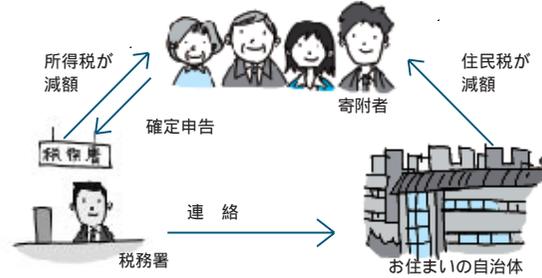
振込先：佐賀銀行 武雄支店
 普通預金 1798699

注) 別途手数料が発生します。寄附者のご負担となりますのでご了承ください。
郵便局窓口にて払込み
 専用払込用紙が必要になりますので、企画課までご連絡ください。
 (手数料無料)
武雄市役所窓口での払込み
 納付書を発行いたしますので、企画課までお申し出ください。
< 寄附金受納証明書 >
 寄附金のご入金確認後、市が発行いたします。税金の控除を受けるために必要ですので、ご自宅に届きましたら、大切に保管してください。

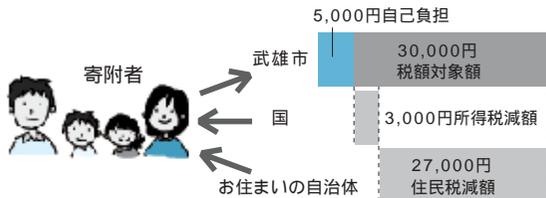
お申込みからご入金までの流れ



税金が減額されるまでの流れ



税金の減額例



< 事例 >
 年収700万円、妻、子供2人
 住民税所得割額が303,000円の人が武雄市に「ふるさと納税」35,000円を寄附していただいた場合。
 注) 寄附者によって、減額内容は異なりますのでご注意ください。

ふるさと納税とは？
 ふるさと納税とは、「応援したい」、「頑張ってもらいたい」と思われる自治体に対する皆さまからの寄附金です。寄附金額から5千円を差し引いた一定額（住民税所得割の1割が上限）が、今お住まいの自治体の住民税から減額される制度です。つまり、寄附金のうち5千円を超える金額が住民税から減額されることにより、「ご自身が「ふるさと」と考える自治体に納税した場合と同じ効果が得られます。」



市内の方、市外の方を問わず、武雄市を応援していただける方であれば、どなたでも寄附できますので、武雄を離れて生活されているお子さんやご親戚、ご友人がいらっしゃる方は、ぜひ「ふるさと納税制度」や、武雄市ホームページに開設している「武雄市まちづくり応援サイト」をご紹介ください。
 お寄せいただいた寄附金は、下記メニューに沿った事業の財源として大切に活用し、運用状況については毎年寄附された皆さまにお知らせしてまいります。

皆さまからの寄附をお待ちしております！



ふるさと納税 7月スタート

皆さまのあたたかい思いで「ふるさと武雄市」を応援してください！



ふるさと納税の活用対象メニュー

- やすらぎのある長寿社会づくり（介護予防事業、生活支援事業など）
- 子どもが健やかに育つ環境づくり（子育て総合支援センター等の運営など）
- 都市基盤の整備と魅力ある市街地づくり（道路整備、下水道整備など）
- 魅力ある観光地づくり（観光資源づくり、観光案内看板など）
- 農村環境の保全とやりがいのある農業の確立（特産品の開発など）
- 若者の定住促進（工業団地の整備、定住促進の補助金など）
- 市民の教育環境の充実（学校、公園、文化施設等の改修など）

みんなのふるさと武雄市

武雄市はいつまでも魅力的な「ふるさと」であり続けます



企画部 企画課
 ☎ 23-9325



担当:古賀

《E-mail : kikaku@city.takeo.lg.jp》

《ホームページ : http://www.city.takeo.lg.jp/》